

外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

序章
本書のねらいと構成

第1章
外国人児童生徒の多様性への対応

第2章
学校管理職の役割

第3章
日本語指導担当教員の役割

第4章
在籍学級担任の役割

第5章
都道府県教育委員会の役割

第6章
市町村教育委員会の役割

外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】

目次

序章 本書のねらいと構成

1 本書のねらい	1
2 本書の主な対象者と構成	1
3 本書の活用法	2
4 外国人の受入れ拡大と共生に向けて	3

第1章 外国人児童生徒等の多様性への対応

1 日本語指導が必要な児童生徒とは	4
2 外国人児童生徒等の増加	5
(1) 日本の学校に在籍する外国人児童生徒	5
(2) 日本語指導が必要な児童生徒の動向	5
3 外国人児童生徒等の多様な背景	7
(1) 言語、文化の多様性	7
(2) 日本にきた理由・時期、将来設計の多様性	7
(3) 家庭の環境の多様性	8
4 外国人児童生徒等が直面する課題	8
(1) 学校への適応、居場所の確保	8
(2) 「学習するための言語能力」の習得	9
(3) 学力の向上	9
(4) かけがえのない自分をつくりあげていくこと	9
(5) 新たな課題(不就学、母語・母文化の保持、進路の問題)	10
5 外国人児童生徒等を受け入れる学校の課題	10
(1) 学校全体の児童生徒の指導	10
(2) 学校の受入れ体制づくり	10
(3) 「特別の教育課程」の編成・実施	11
(4) 地域との関係 —外部からの支援の活用とその組織化—	11
6 行政上の課題	11

第2章 学校管理職の役割

1 温かい面接を工夫する	13
(1) 日本の学校の様子を伝える	13
(2) 児童生徒の理解を深める	14
(3) 保護者の立場になって編入の手続きを進める	14
(4) 教育委員会と連携する	14

2	担任を支え、保護者との信頼関係を築く	15
	(1)担任を孤立させない	15
	(2)保護者との連絡方法を工夫する	15
	(3)長期の休みを利用して小さな保護者会を開く	16
	(4)評価を工夫し高等学校入試制度を説明する	16
3	日本語指導の環境を整え、習得や適応の状況を把握する	17
	(1)日本語指導の環境を整える	17
	(2)日本語指導の支援者との情報交換を大切にする	17
4	児童生徒の成長を担当と見守る	18
	(1)児童生徒の学級・学校適応を見守る	18
	(2)ちょっとした配慮について担任にアドバイスする	18
5	全教職員で取り組む体制をつくる	19
	(1)外国人児童生徒等教育を校内組織の中に位置付ける	19
	(2)研修を企画する	19
	(3)共生の取組	20
6	地域連携をコーディネートする	20
	(1)地域との連携・協働の体制づくりを進める	20
	(2)地域の住民やボランティア等と連携する	21
	(3)地域での楽しい活動の記録をとる(地域活動への理解)	21

第3章 日本語指導担当教師の役割

1	日本語指導担当教師の4つの役割	22
	(1)児童生徒への教育活動	22
	(2)校内の連携・共通理解	23
	(3)家庭との連携・共通理解	23
	(4)外部機関・地域との連携・共通理解	24
2	日本語指導の基本的な考え方	24
	(1)児童生徒を多角的に把握する	24
	(2)学校内外の生活場面すべてが学びの場	25
	(3)学ぶことの意味や楽しさを味わわせてスパイラルに	25
	(4)在籍学級の学習、日々の生活に関連付けて	26
	(5)児童生徒の「言葉の力」とその把握方法について	26
	(6)日本語指導における児童生徒の評価について	26
3	日本語指導のプログラム	27
	(1)「サバイバル日本語」プログラム	28
	(2)「日本語基礎」プログラム	28
	(3)「技能別日本語」プログラム	31
	(4)「日本語と教科の統合学習」プログラム	31
	(5)「教科の補習」プログラム	32
4	指導計画の作成(日本語指導のコース設計)	34
	(1)日本語指導のコース設計とは	34
	(2)プログラムの配置とコース設計	34
	(3)発達段階によるコース設計	35

第4章 在籍学級担任の役割

1 在籍学級での外国人児童生徒等の受入れ	39
(1) 学級担任として必要な視点	39
(2) 外国人児童生徒等の受入れの流れ	39
2 外国人児童生徒等の受入れ体制づくりと必要な指導	40
(1) 学校の受入れ体制づくり	40
(2) 外国人児童生徒等への必要な指導	41
3 共生の教育と学級の国際化	44
(1) 学級の国際化に向けて	44
(2) 学級担任に必要な姿勢	45
(3) 共生の視点からの学級づくり	45
4 保護者への対応と進路指導	46
(1) 保護者への対応	46
(2) 進路指導	46

第5章 都道府県教育委員会の役割

1 施策の推進方針の策定	48
(1) 都道府県教育委員会における施策推進方針策定の必要性	48
(2) 多文化共生を目指す施策の基本的な考え方	48
(3) 受入れに関する運営・連絡協議会の設置	48
(4) 研究指定校(地域)の指定	49
2 推進体制の整備	49
(1) 都道府県として考えるべき視点	49
(2) 推進体制の実際	51
3 人材確保と育成について	52
(1) 人材確保について	52
(2) 人材育成について	52

第6章 市町村教育委員会の役割

1 教育委員会が直接行う支援・指導	55
(1) 「教育方針」等への外国人児童生徒等教育の明確な位置付け	55
(2) 研究推進校(地域)の指定	55
(3) 小学校新入学相当年齢の外国人の子供への対応	55
(4) 外国人の子供が編入する場合の対応	56
(5) 市町村としての受入れ体制づくり	59
(6) 学校における受入れ体制の整備にかかわる支援(=市町村としての受入れ体制の整備)	61
(7) 進路説明会の開催	64
(8) 学校における多文化共生社会の実現を目指す取組の推進	65
2 連絡協議会等を通じて行う支援・指導	65

参考 URL	67
--------	----

作成協力者	68
-------	----